

令和 年 月 日		整理番号	
鹿児島県垂水市長 殿			
住所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください	〒	フリガナ	
		氏名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	明大昭 平令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

※確定申告及び住民税申告が不要である場合に限りチェックしてください。（チェックがない場合、申請できません。）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

※ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックをしてください。（チェックがない場合は申請できません。）

-----（切り取らないでください。）-----

【その他注意事項】

- ・ 上記個人番号欄に「マイナンバー（個人番号）」をご記入ください。
- ・ 公的個人番号認証アプリ「IAM」や「さとふるアプリdeワンストップ申請」で、オンラインにて、ワンストップ特例申請される方は、こちらの申請書類の返送は不要です。
- ・ こちらの申請書で申請される方は、寄附をした翌年1月10日（必着）までにご提出ください。

受付日付印

垂水市ふるさと納税令和7年寄附分 ワンストップ特例申請書に係る添付台紙

ワンストップ特例申請（寄附金税額控除に係る申告特例申請）には、申告特例申請書とあわせて、
「個人番号確認」と「本人確認」書類の両方のご提出が必要です。下記を参考にご用意いただき、この用紙に
貼り付けてご提出ください。

【提出期限】令和8年1月10日（必着） ※1月7日までのご投函をお願いします。
※期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

※公的個人認証アプリ「IAM」や「さとふるアプリ（さとふるご寄附者のみ）」にてオンラインでのワンストップ申請を
される方については、こちらの申請書類の送付は不要です。

①個人番号確認書類の貼り付け欄

「個人番号カード裏面の写し」又は「通知カードの写し」又は「個人番号が記載された住民票」を貼り付けてください。

※「通知カードの写し」を添付する場合、転居等で裏面の住所記載がある場合は、表面及び裏面の写しも貼り付けてください。

※「住民票の写し」の場合は、のり付けせずに、同封にてご提出ください。

↓この枠内に書類を貼り付けてください。

◎個人番号カード裏面の写し



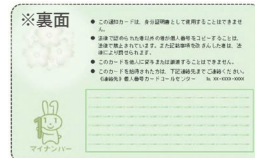
又は

◎通知カードの写し（表面と裏面）



又は

◎個人番号が記載された住民票



※裏面は住所変更等があった際に、新しい住所等が記載されているため必要です。
住所変更がない場合は不要です。

※通知カードは、令和2年5月25日以降、新規発行や再交付ができなくなっています。
同日以降、氏名・住所等の記載事項の変更がある方は、マイナンバーカード又はマイナンバー
が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書でマイナンバーの証明が可能です。

②本人確認書類の貼り付け欄

「個人番号カード表面の写し」又は「各種身分証明書の写し」について、下記組み合わせ例をご確認のうえ、貼り
付けてください。

※**運転免許証等の身分証明書の写しを添付する場合、転居等で裏面の住所記載がある**

↓この枠内に書類を貼り付けてください。**場合は、表面及び裏面の写しも貼り付けてください。**

	①個人番号確認書類		②本人確認書類
1	「個人番号カード」の写し1枚（裏） 	+	「個人番号カード」の写し1枚（表）
2	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し 	+	次のうちいずれかの写しを1点 ・運転免許証 ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの） ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
3	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し 	+	次のうちいずれかの写しを2点 ・公的医療保険の被保険者証（健康保険証） ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書